

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和7年5月13日 午前9時から午後6時まで

令和7年5月14日 午前9時から午後2時まで

(2) 予定価格の公表

令和7年5月14日午後2時以降に入札情報公開システムに掲載する。

(3) 予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から

令和7年5月16日 正午まで

予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

(4) 回答

予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後3日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。

(5) 開札日時

予定価格に関する質疑がない時 令和7年5月19日 午前10時

予定価格に関する質疑がある時 令和7年5月22日 午前10時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数（ α 値）を用いて算出する。なお、最低制限価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数（ α 値）については公表しない。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の

100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第14号

東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その3）建築工事に係る条件付一般競争入札について

東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その3）建築工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

また、本工事は、「週休2日促進工事（通期の週休2日）」として、通期の週休2日に取り組む工事です。

令和7年4月4日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工事名 東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その3）建築工事

(2) 工事場所 宇治市五ヶ庄池ノ浦36番地の1

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

・規模構造 鉄筋コンクリート造4階建ほか

・延床面積 10,014.15㎡

○工事概要

・長寿命化改修工事 一式

外壁改修工事

防水改修工事

内装改修工事

建具改修工事

塗装改修工事

外構改修工事

- ・配膳室設置工事 一式
- ・上記に伴う機械設備工事 一式
- ・上記に伴う撤去・処分 一式

(4) 工 種 建築一式工事

(5) 工事期間 契約日から令和8年3月13日まで 250日間

(6) そ の 他 「東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その3）建築工事」及び「東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その3）電気工事」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における建築一式の総合評定値（P）が850点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所技術者の場合は、建設業法第26条の5に定める要件を満たしていること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調査
 - ② 配置予定現場代理人調査
- （配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和7年4月4日 午前9時から
令和7年4月10日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501
京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和7年4月4日 午前9時から
令和7年4月10日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和7年4月22日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

なお、指名業者については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

（１）入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

（２）配布期間

令和 7 年 4 月 4 日 午前 9 時から

令和 7 年 5 月 1 4 日 午後 2 時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

（１）提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又は F A X により提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

（２）提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

F A X 番号： 0 7 7 4 - 2 0 - 8 7 7 8

（３）質疑の受付期間

令和 7 年 4 月 4 日 午前 9 時から

令和 7 年 4 月 2 3 日 正午まで

（４）回答

回答については、令和 7 年 4 月 2 8 日午後 1 時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

（１）入札期間

令和 7 年 5 月 1 3 日 午前 9 時から午後 6 時まで

令和 7 年 5 月 1 4 日 午前 9 時から午後 2 時まで

（２）予定価格の公表

令和 7 年 5 月 1 4 日午後 2 時以降に入札情報公開システムに掲載する。

（３）予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から

令和 7 年 5 月 1 6 日 正午まで

予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

（４）回答

予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後 3 日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。

（５）開札日時

予定価格に関する質疑がない時 令和 7 年 5 月 1 9 日 午前 9 時

予定価格に関する質疑がある時 令和 7 年 5 月 2 2 日 午前 9 時

8 入札書の提出方法

（１）電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

（２）紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

（１）本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本

公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

（２）その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

1 1 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

1 2 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数（ α 値）を用いて算出する。

なお、最低制限価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数（ α 値）については公表しない。

1 3 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

1 4 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の 1 0 0 分の 3 相当額の違約金を徴収する。

1 5 契約

本件の契約締結については、仮契約締結後、当該契約議案が宇治市議会の議決を要するものである。当該契約議案の議会の可決を条件に、改めて本契約を締結する。また、本契約については、令和 7 年 7 月 7 日を本契約予定日とし、工期については、令和 8 年 3 月 1 3 日までとしているが、変更する場合があるため、注意すること。

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

1 6 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

1 7 支払条件

（１）前払金

前払金は、請負代金の額に 1 0 0 分の 4 0 を乗じて得た額とする。

（２）部分払

部分払は、行わない。

1 8 閲覧

宇治市財務規則（昭和 4 4 年宇治市規則第 1 号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和 4 9 年宇治市規則第 3 2 号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

1 9 その他

（１）入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

（２）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

（３）入札辞退者に不利益を課すことはない。

（４）入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

（５）1 から 1 9 までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1 から 1 9 までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 6 1 1 - 8 5 0 1

所在地 京都府宇治市宇治琵琶 3 3 番地

電話番号 0 7 7 4 - 2 0 - 8 7 1 6

F A X 番号 0 7 7 4 - 2 0 - 8 7 7 8

（揭示済）

宇治市公告第15号

大久保旦棕市営住宅受水槽ほか改修工事に係る条件付一般競争入札について
大久保旦棕市営住宅受水槽ほか改修工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

また、本工事は、「週休2日促進工事」として、月単位の週休2日に取り組む工事です。

令和7年4月4日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- （1）工 事 名 大久保旦棕市営住宅受水槽ほか改修工事
（2）工事場所 宇治市大久保町山ノ内3番地の1
（3）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

- ・規模構造 鉄筋コンクリート造4階建て
- ・延床面積 2,368.42㎡

○工事概要

- ・受水槽改修工事に伴う機械設備工事 一式
受水槽設置工事
給水管設置工事
雨水排水ポンプ設置工事
- ・上記に伴う建築工事 一式
受水槽基礎設置工事
外構工事（フェンス、駐車場、植栽）
- ・上記に伴う電気設備工事 一式
受水槽設置に伴う電源工事
雨水排水ポンプ設置に伴う電源工事
電気幹線工事
- ・上記に伴う撤去・処分 一式

（4）工 種 管工事

（5）工事期間 契約日から令和8年3月13日まで 289日間

（6）そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- （2）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （3）4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- （5）宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

（6）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。

（7）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における管の総合評定値（P）が750点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

（8）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

（9）以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所技術者の場合は、建設業法第26条の5に定める要件を満たしていること。

（10）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所技術者以外の者であること。

（11）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

（1）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（2）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
 - ② 配置予定現場代理人調書
- （配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

（3）提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

（1）確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和7年4月4日 午前9時から
令和7年4月10日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（2）確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 ６１１－８５０１

京都府宇治市宇治琵琶３番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和７年４月４日 午前９時から

令和７年４月１０日 午後２時まで

（３）入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和７年４月２２日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

なお、指名業者については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

（４）その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

５ 設計図書の配布

（１）入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

（２）配布期間

令和７年４月４日 午前９時から

令和７年５月１４日 午後２時まで

６ 設計図書類に関する質疑回答

（１）提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はＦＡＸにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

（２）提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：０７７４－２０－８７７８

（３）質疑の受付期間

令和７年４月４日 午前９時から

令和７年４月２３日 正午まで

（４）回答

回答については、令和７年４月２８日午後１時以降に入札情報公開システムに掲載する。

７ 入札期間及び開札の日時

（１）入札期間

令和７年５月１３日 午前９時から午後６時まで

令和７年５月１４日 午前９時から午後２時まで

（２）予定価格の公表

令和７年５月１４日午後２時以降に入札情報公開システムに掲載する。

（３）予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から

令和７年５月１６日 正午まで

予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

（４）回答

予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後３日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。

（５）開札日時

予定価格に関する質疑がない時 令和７年５月１９日 午前１１時

予定価格に関する質疑がある時 令和７年５月２２日 午前１１時

８ 入札書の提出方法

（１）電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

（２）紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

９ 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

１０ 入札の無効

次の入札は、無効とする。

（１）本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

（２）その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

１１ 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

１２ 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数（ α 値）を用いて算出する。

なお、最低制限価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数（ α 値）については公表しない。

１３ 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

１４ 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の１００分の３相当額の違約金を徴収する。

１５ 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

１６ 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

１７ 支払条件

（１）前払金

前払金は、請負代金の額に１００分の４０を乗じて得た額とする。

（２）部分払

部分払は、行わない。

１８ 閲覧

宇治市財務規則（昭和４４年宇治市規則第１号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和４９年宇治市規則第３２号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

１９ その他

（１）入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

（２）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

（３）入札辞退者に不利益を課すことはない。

（４）入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

（５）１から１９までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、１から１９までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 ６１１－８５０１
所在地 京都府宇治市宇治琵琶３番地
電話番号 ０７７４－２０－８７１６
FAX番号 ０７７４－２０－８７７８
(揭示済)

宇治市公告第１６号

大開小学校体育館空調設置ほか改修工事に係る条件付一般競争入札について
大開小学校体育館空調設置ほか改修工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

また、本工事は、「週休２日促進工事（通期の週休２日）」として、通期の週休２日に取り組む工事です。

令和７年４月４日
宇治市長 松村 淳子

１ 入札に付する事項

- （１）工 事 名 大開小学校体育館空調設置ほか改修工事
（２）工事場所 宇治市広野町大開３５番地
（３）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

- ・規模構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造２階建
- ・延床面積 ７１１．４４㎡

○工事概要

- ・体育館空調設置工事に伴う機械設備工事 一式
空調機器設置工事
換気設備設置工事
 - ・上記に伴う建築工事 一式
空調機器基礎新設工事
外構工事（フェンス、駐輪場）
塗装改修工事
体育施設改修工事
 - ・上記に伴う電気設備工事 一式
空調機器の電源工事
換気設備の電源工事
 - ・上記に伴う撤去・処分 一式
- （４）工 種 管工事
（５）工事期間 契約日から令和８年２月２７日まで ２７５日間

（６）そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

２ 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。
（２）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
（３）４（２）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

- （５）宇治市暴力団排除条例（平成２５年宇治市条例第４３号）第２条第４号の暴力団員等又は同条第５号の暴力団密接関係者でないこと。
（６）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。
（７）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第２７条の２第１項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における管の総合評定値（Ｐ）が７５０点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- （８）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
（９）以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所技術者の場合は、建設業法第２６条の５に定める要件を満たしていること。

- （１０）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所技術者以外の者であること。

- （１１）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

３ 入札参加資格の確認

- （１）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- （２）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

- （３）提出部数 １部

４ 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和7年4月4日 午前9時から

令和7年4月10日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和7年4月4日 午前9時から

令和7年4月10日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和7年4月22日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

なお、指名業者については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和7年4月4日 午前9時から

令和7年5月14日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和7年4月4日 午前9時から

令和7年4月23日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和7年4月28日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和7年5月13日 午前9時から午後6時まで

令和7年5月14日 午前9時から午後2時まで

(2) 予定価格の公表

令和7年5月14日午後2時以降に入札情報公開システムに掲載する。

(3) 予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から

令和7年5月16日 正午まで

予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

(4) 回答

予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後3日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。

(5) 開札日時

予定価格に関する質疑がない時 令和7年5月19日 午後1時30分

予定価格に関する質疑がある時 令和7年5月22日 午後1時30分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数（ α 値）を用いて算出する。

なお、最低制限価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数（ α 値）については公表しない。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第17号

東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その3）電気工事に係る条件付一般競争入札について

東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その3）電気工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、本工事は、「週休2日促進工事（通期の週休2日）」として、通期の週休2日に取り組む工事です。

令和7年4月4日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その3）電気工事

(2) 工事場所 宇治市五ヶ庄池ノ浦36番地の1

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

・規模構造 鉄筋コンクリート造4階建ほか

・延床面積 10,014.15㎡

○工事概要

・長寿命化改修工事 一式

電気設備工事

・配膳室設置工事に伴う電気工事 一式

・上記に伴う撤去、処分 一式

(4) 工 種 電気工事

(5) 工事期間 契約日から令和8年3月13日まで 250日間

(6) そ の 他 「東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その3）建築工事」及び「東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その3）電気工事」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を電気工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における電気の総合評定値（P）が750点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす主任技術者資格又は監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所技術者の場合は、建設業法第26条の5に定める要件を満たしていること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所技術者以外の者であること。

- （１１）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- （１）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- （２）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書

（配置予定技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

- （３）提出部数 １部

4 入札参加資格の確認手続

- （１）確認申請書及び関係書類の配布

- ① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

- ② 配布期間

令和７年４月４日 午前９時から

令和７年４月１０日 午後２時まで

- ③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

- （２）確認申請書の提出

- ① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で２メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に提出書類を持参すること。

- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 ６１１－８５０１

京都府宇治市宇治琵琶３番地 宇治市総務・市民協働部契約課

- ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和７年４月４日 午前９時から

令和７年４月１０日 午後２時まで

- （３）入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、令和７年４月２２日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

- （４）その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- ② 提出された確認申請書等は返却しない。

- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

- （１）入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

- （２）配布期間

令和７年４月４日 午前９時から

令和７年５月１４日 午後２時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

- （１）提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はＦＡＸにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

- （２）提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

ＦＡＸ番号：０７７４－２０－８７７８

- （３）質疑の受付期間

令和７年４月４日 午前９時から

令和７年４月２３日 正午まで

- （４）回答

回答については、令和７年４月２８日午後１時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

- （１）入札期間

令和７年５月１３日 午前９時から午後６時まで

令和７年５月１４日 午前９時から午後２時まで

- （２）開札日時

予定価格等事後公表の案件である「東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その３）建築工事」において、予定価格に関する質疑があり、開札日時を変更した場合は、併せて本件の開札日時も変更する。

予定価格に関する質疑がない時 令和７年５月１９日 午後２時３０分

予定価格に関する質疑がある時 令和７年５月２２日 午後２時３０分

8 入札書の提出方法

- （１）電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

- （２）紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- （１）本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- （２）その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、99,880,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。
なお、最低基準価格は、83,536,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本件は、落札決定後に仮契約を締結し、「東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その3）建築工事」の議会の可決を条件に、改めて本契約を締結する。また、本契約については、令和7年7月7日を本契約予定日とし、工期については、令和8年3月13日までとしているが、変更する必要があるため、注意すること。
本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

（1）前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

（2）部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

- （1）入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
- （2）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- （3）入札辞退者に不利益を課すことはない。
- （4）入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- （5）1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。
- なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

（揭示済）

教育委員会

宇治市生涯学習センター規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年3月26日

宇治市教育委員会
教育長 木上 晴之

宇治市教育委員会規則第1号

宇治市生涯学習センター規則の一部を改正する規則

宇治市生涯学習センター規則（平成5年宇治市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「期間」を「期間（土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）並びに前条第2項第2号に掲げる休所日を除く。）の午前9時から午後5時まで」に、「を教育長に提出しなければ」を「により教育長に申請しなければ」に改め、同条第2号中「15日前」を「3日前」に改める。

第5条第1項中「）を」を「）により」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、使用日時及び使用施設の変更は、1回限りとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則を、ここに公布する。

令和7年3月26日

宇治市教育委員会
教育長 木上 晴之

宇治市教育委員会規則第2号

行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則

（宇治市教育委員会公印規則の一部改正）

第1条 宇治市教育委員会公印規則（昭和50年宇治市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「教育支援センター
学校教育課長」を「教育総合推進センター
学校教育課長」に、

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

「宇治市立東宇治幼稚園印」を

京都府宇治市立神明幼稚園長之印	2 1 m m 平方	神明幼稚園長の名をもつて発する文書	〃	1
宇治市立木幡幼稚園之印	4 5 m m 平方	木幡幼稚園の名をもつて発する文書	木幡幼稚園長	1
京都府宇治市立木幡幼稚園長之印	2 1 m m 平方	木幡幼稚園長の名をもつて発する文書	〃	1

「
に、

削除
削除
削除
削除

「
を

契印用（幼稚園専用）	幼稚園長	各 1
------------	------	-----

「
に改める。

契印用（ひがしうじ幼稚園専用）	ひがしうじ幼稚園長	1
-----------------	-----------	---

（宇治市立幼稚園規則の一部改正）

第 2 条 宇治市立幼稚園規則（昭和 5 1 年宇治市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名称	定員
ひがしうじ幼稚園	1 0 0 人

第 9 条本文中「、2 4 時間」を「、2 6 時間」に改める。

第 1 2 条第 2 項中「、教務」を「、主幹、教務」に改め、同条第 5 項中「教務」を「主幹、教務」に改める。

第 1 3 条第 3 項後段中「、各幼稚園」を「、幼稚園」に、「数が各幼稚園における」を「数が」に改め、「（第 2 条の表の注書の規定により各幼稚園における園児の定員を変更したときは、当該変更後の定員）」を削る。

（宇治市青少年行政推進委員会設置規則の一部改正）

第 3 条 宇治市青少年行政推進委員会設置規則（昭和 5 6 年宇治市教育委員会規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「、教育部教育支援センター教育支援課」を「、教育部教育総合推進センター教育支援課」に改める。

（宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正）

第 4 条 宇治市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和 5 7 年宇治市教育委員会規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「
を「
に

教育支援センター	教育総合推進センター
----------	------------

「
」
改める。

別表第 2 教育支援センター学校教育課の部中「教育支援センター学校教育課」を「教育総合推進センター学校教育課」に改め、同部学事係の項第 1 0 号中「（情報教育及び教育 I C T に係るものを除く。）」を削り、同部教育指導係の項第 2 号中「（情報教育及び教育 I C T に係るものを除く。）」を削り、同項中第 1 3 号を第 1 4 号とし、第 1 2 号を第 1 3 号をとし、第 1 1 号の次に

次の 1 号を加える。

12 情報教育及び教育 I C T の推進に関すること。

別表第 2 教育支援センター学校教育課の部教育 I C T 推進係の項第 2 号中「調査研究及び」を削り、同表教育支援センター教育支援課の部中「教育支援センター教育支援課」を「教育総合推進センター教育支援課」に改め、同表教育支援センター学校改革推進課の部中「教育支援センター学校改革推進課」を「教育総合推進センター学校改革推進課」に改める。

（宇治市就学支援委員会規則の一部改正）

第 5 条 宇治市就学支援委員会規則（昭和 5 7 年宇治市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「、教育部教育支援センター学校教育課」を「、教育部教育総合推進センター学校教育課」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（揭示済）

宇治市教育委員会告示第 5 号

宇治市立幼稚園就園支援委員会設置要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 2 6 日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

宇治市立幼稚園就園支援委員会設置要綱の一部を改正する要綱

宇治市立幼稚園就園支援委員会設置要綱（昭和 5 6 年宇治市教育委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「、教育部教育支援センター学校教育課」を「、教育部教育総合推進センター学校教育課」に改める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（揭示済）

宇治市教育委員会教育長訓令甲第 1 号

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程を、次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程

（宇治市立小・中学校教材審議委員会規程の一部改正）

第 1 条 宇治市立小・中学校教材審議委員会規程（昭和 5 7 年宇治市教育委員会教育長訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「、教育部教育支援センター学校教育課」を「、教育部教育総合推進センター学校教育課」に改める。

（宇治市教育委員会事務局決裁規程の一部改正）

第 2 条 宇治市教育委員会事務局決裁規程（昭和 5 9 年宇治市教育委員会教育長訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 号中「総括指導主事」を「総括指導主事、幼稚園規則第 1 2 条第 2 項に規定する主幹」に改める。

第 4 条第 2 項第 1 3 号ウ及び第 1 4 号ウ中「教育支援課長」を「教育総合推進センター教育支援課長」に改め、同項第 1 5 号中「教育支援センター学校教育課長」を「教育総合推進センター学校教育課長」に改め、同項第 1 6 号及び第 1 7 号中「教育支援センター教育支援課長」を「教育総合推進センター教育支援課長」に改める。

別表第２教育支援センター学校教育課に関する事項の項中「教育支援センター学校教育課」を「教育総合推進センター学校教育課」に改め、「 」を削り、同項第１２号中「（情報教育

[illegible][illegible]

J

及び教育ICTに係るものを除く。）」を削り、同項第24号中「調査研究及び」を削り、同表教育支援センター教育支援課に関する事項の項中「教育支援センター教育支援課」を「教育総合推進センター教育支援課」に改め、同表教育支援センター学校改革推進課に関する事項の項中「教育支援センター学校改革推進課」を「教育総合推進センター学校改革推進課」に改め、

「
を「
に改める。

担当課長		副課長		副課長	
		○		○	
○					

	○	○
	○	○
	○	○

（センター長等の掌理する事務を定める規程の一部改正）

第3条 センター長等の掌理する事務を定める規程（平成27年宇治市教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、宇治市図書館規則」を「、宇治市立幼稚園規則（昭和51年宇治市教育委員会規則第5号）第12条第2項に規定する主幹、宇治市図書館規則」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

担当名等	掌理事務
センター長	教育総合推進センター、教育集会所及び大久保青少年センターに属する事務に関すること。
教育総務課総括指導主事	教職員に関すること。
博物館管理課主幹	資料の保存及び活用に関すること。
教育総合推進センター学校教育課担当課長	小学校就学前の子どもに対する教育の推進に関すること。
教育総合推進センター学校教育課担当課長	
教育総合推進センター学校教育課担当課長	
教育総合推進センター学校教育課主幹	幼児教育・保育の専門的事項に関すること。
教育総合推進センター学校教育課主幹	教育ＩＣＴの推進に関すること。
教育総合推進センター学校教育課主幹	小学校就学前の子どもに対する教育の推進に関すること。
教育総合推進センター学校教育課主幹	
教育総合推進センター学校教育課主幹	
教育総合推進センター学校教育課総括指導主事	小中一貫教育の推進及び教育振興並びに学校教育活動に係る専門的事項に関すること。
教育総合推進センター学校改革推進課総括指導主事	（仮称）西小倉地域小中一貫校の教育課程及び学校教育活動に係る専門的事項に関すること。
源氏物語ミュージアム主幹	源氏物語ミュージアムの管理及び運営に関すること。
生涯学習センター主幹	生涯学習センターの管理及び運営に関すること。

中央図書館主幹	中央図書館の管理及び運営に関すること。
歴史資料館主幹	歴史資料館の管理及び運営に関すること。
歴史資料館主幹	
ひがしうじ幼稚園主幹	ひがしうじ幼稚園の管理及び運営に関すること。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

公平委員会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年3月28日

宇治市公平委員会
委員長 後藤 美穂

宇治市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年宇治市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「副課長 副室長」を「副センター長 副課長」に改め、同表教育委員会幼稚園の項中

「園長」を「園長 主幹」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

公 営 企 業

宇治市上下水道事業管理規程第1号

宇治市企業職員給与支給規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市企業職員給与支給規程の一部を改正する規程

宇治市企業職員給与支給規程（昭和44年宇治市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる場合には、条例第11条の2第2項第2号の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、管理職員がした同号の勤務は、同項第1号の勤務とみなす。

(1) 条例第11条の2第2項第1号の勤務をした後、引き続いて同項第2号の勤務をした場合

(2) 条例第11条の2第2項第2号の勤務をした後、引き続いて同項第1号の勤務をした場合

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市上下水道事業管理規程第2号

技術参事等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和7年3月31日

宇治市長 松村 淳子

技術参事等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程

技術参事等の掌理する事務を定める規程（平成5年宇治市水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「技術参事等」を「技術参事」に改める。

第1条中「及び同条第2項に規定する主幹（以下「技術参事等」を「（以下「技術参事」に改める。

第2条の見出し中「技術参事等」を「技術参事」に改め、同条中「技術参事等」を「技術参事」に、「別表に掲げる事務及び」を「水道事業及び下水道事業に属する技術的指導及び技術的事項に関する事務並びに」に改める。

別表を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市上下水道事業管理規程第3号

宇治市企業職員旅費規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和7年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市企業職員旅費規程の一部を改正する規程

宇治市企業職員旅費規程（昭和44年水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「これに基づく規程」を「同条例施行規則（令和6年宇治市規則11号）」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市上下水道事業管理規程第4号

宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和7年4月1日

宇治市長 松村 淳子

宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に関する規程の一部を改正する規程

宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に関する規程（令和4年宇治市上下水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

1,037,000円

」を「

1,038,000円

」に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に決定のあった水道使用料及び公共下水道使用料の減額について適用し、同日前に決定のあった水道使用料及び公共下水道使用料の減額につ

いては、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市上下水道事業公告第7号

宇治市排水設備指定工事業者の指定の取消しについて

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第11条第1項の規定により、次に掲げる宇治市排水設備指定工事業者の指定を取り消しましたので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和7年4月18日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	指定工事業者名
第230号	株式会社ジェイアンドジェイ